

2013/03/07

厚生労働省 御中

社会保険労務士 安部敬太
安部敬太社会保険労務士事務所
〒189-0014東京都東村山市本町2-4-63-301
Tel 042-391-2115
Fax 050-3737-6358
support@shogai-nenkin.com

照会 追加

平成24年12月16日付け「照会」および平成25年3月2日付け「照会」に、以下の通り、照会内容を追加する。

1. 川越年金事務所長名文書に「厚生労働省へ送付し、確認いたしました」とある。しかし、当方の照会がそのまま送付されているのか、その確認の内容がどのようなものであるのか全く不明である。また、3月5日、川越年金事務所相談室■■■■氏に電話で聞いたところ、この川越年金事務所長名文書が国としての公式な見解である旨を担保する書面は何もないということであった。年金事務所が法的に誤った取扱いを行った事例は、枚挙にいとまがない。さらに、このような一年金事務所長名の書面では、他の年金事務所でどのように扱いがされるのかも不明である。よって、厚生労働省としての公式な見解を求めるものである。
2. この問題は、単なる法の運用の問題ではない。
請求日は、事後重症請求の場合の受給権発生日であり、障害認定日請求の遡及支給の場合の5年時効の起算日である。つまり、この場合、年金の受給権を認定する処分に関する権利発生日または時効起算日は、請求日に他ならず、この請求日がいつになるかは、処分そのものに含まれることとなる。
しかも、この請求日が遅れることによる請求者（受給権者）の不利益は明確である。比較的早い障害基礎年金であっても、請求から3ヶ月程度はかかっている。たとえ、1ヶ月の遅れであっても、その分受給できる年金の受給権または支分権は消滅するのであり、その不利益を受給権者が被らなければならない。さらに、障害年金の請求にあたって、多数回の返戻、事務作業の停滞や遅延等により、請求から決定まで1、2年かかることもある。そのような多大な不利益をどうして請求者に強いることができるのか。運用の範囲の問題として軽視できるものでは決してない。

3. もし、このような不利益を強いることができるというのなら、厚生障害年金請求と障害基礎年金請求について、請求者は、一方の処分がなされるまで、もう一方の請求権を喪失するという法的根拠が明示されなければならない。
4. もしも、上記の法的根拠を示すことができないのであれば、この取扱いは法に基づかない取扱いとなり、この取扱いおよびそれに基づく年金決定処分は、行政の裁量権の濫用に他ならない。

このような不当な日本年金機構の取扱いを厚生労働省が放置することは絶対にゆるされない。是正する義務は、年金決定権者たる厚生労働省にある。
5. 可及的速やかな回答を求めるものである。

今、このときにおいても川越年金事務所等において、厚生障害年金請求と障害基礎年金請求について、請求者が同時にこの両方の請求書を提出している、または一方の処分が出る前にもう一方の請求書を提出しているにもかかわらず、受け付けない（請求権を認めない）という取扱いが行われている。それにより年金受給権または支分権が失われ、受給権者の不利益はどんどん膨れ上がっている。すぐにこのような日本年金機構の裁量権の濫用はやめさせなければならない。

以上